



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.50

発行：東濃西部広域行政事務組合

電動アシスト自転車

駆動補助付自転車（電動アシスト自転車）について、7製品の電動アシスト自転車のうち少なくとも一部に、道路交通法上のアシスト比率の基準を超えているものと、警視庁が公表しました。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなり、道路運送車両の保安基準に適合しないため、道路を通行させることはできません。

電動アシスト自転車をお持ちの方は下記消費者庁HPで該当する型式かどうか確認してください。お持ちの自転車の型式が分からない場合や点検・修理等を相談したい場合も、購入先やHPに記載のある事業者にお問い合わせをしてみましょう。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/



ほんとーに
こんな相談ありました



インターネットでベッドのマットレスを購入した。商品が届いたが返品したいと思い、お店に申し入れたら返品できないといわれた。未開封なのに返品できないのは納得できない。クーリングオフできないか。

通信販売で購入した場合、クーリングオフの適用はありません。返品はお店の販売ページに表示されている返品についての説明に従うことになります。もし、返品についての説明がない場合は、商品到着後、返品送料は購入者負担で8日間返品することができます。いくら未開封でも、返品不可となれば返品はできません。通信販売を利用する場合は、万が一に備え、事前に返品について確認しましょう。

11月の相談件

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■ 24件
訪問販売	■■ 11件
訪問購入	0件
通信販売	■■■■■■■ 26件
連鎖販売	■ 1件
電話勧誘	■■■■■■■ 9件
送り付け商法	0件
無店舗販売	■ 1件
不明・無関係	■■■ 12件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業